

◆歯科医院における厚生労働大臣が定める掲示事項です。

1. 当院は厚生労働大臣が定める保険医療機関です

2. 明細書発行体制等加算について

個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。

なお、明細書が必要のない場合はお申し出ください。

3. 歯科疾患管理料について

歯の痛みなどの症状や検査など、お口の健康を保つために必要な管理をしています。

4. 保険外負担に関する事項について

当院では保険適用外治療（自費治療）におきましては、別途、自費にてご負担頂いております。

自己負担が発生します。

5. オンライン資格確認による医療情報の取得

当院ではオンライン資格確認システムを導入しており、マイナンバーカードが健康保険証として利用できます。

患者様の薬剤情報等の診療情報を取得・活用して、質の高い医療提供に努めています。マイナ保険証のご利用にご協力ください。

※詳しくはこちら➡ <https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001241680.pdf>

◆当院では施設基準等に適合している旨、厚生労働省地方厚生局に以下の届出を行っています。

◆医療DX推進のための体制整備

当院では、オンライン資格確認などを活用し、患者様に質の高い医療を提供するための十分な情報を取得し、診療実施の際に活用しています。（オンライン請求を行っており、電子処方箋・電子カルテ共有サービスの導入も検討しております）

◆歯科外来診療における院内感染の防止対策

歯科外来診療における院内感染防止対策に十分な体制の整備、十分な機器を有し、研修を受けた常勤の歯科医師及びスタッフがおります。

◆歯科外来診療感染対策

院内感染管理者を配置して、院内感染防止対策について十分な体制を整備しております。

◆歯科訪問診療料の注15に規定する基準

在宅で療養している患者様への診療を行っております。

◆CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー

CAD/CAMと呼ばれるコンピュータ支援設計・製造ユニットを用いて製作される冠やインレー（かぶせ物、詰め物）を用いて治療を行っています。

◆クラウン・ブリッジ維持管理料

装着した冠（かぶせ物）やブリッジについて、2年間の維持管理を行っております。

◆当院では、介護保険を適用しております。

◆居宅療養管理指導における運営規程・重要事項説明書

当院では居宅療養管理指導における運営規程・重要事項説明書を整備し、利用者様（またはご家族）にしっかりとご説明し、ご同意頂いております。（以下、参照下さい）

(介護予防) 居宅療養管理指導 運営規定

第1条 事業の目的

ワタセ歯科医院が行う指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指（以下、「居宅療養管理指導」とする。）の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にある高齢者（以下、「利用者」とする。）に対し、適正な居宅療養管理指導を提供することを目的とする。

第2条 運営の方針

1. 事業所の歯科医師等は、要介護者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通院が困難な利用者の居宅を訪問し、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。
2. 事業所の歯科医師等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、通院が困難な利用者の居宅を訪問し、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって生活機能の維持または向上を目指す。
3. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、円滑なサービスの提供に努めるものとする。

第3条 事業所の名称等

事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

1. 事業所名 ワタセ歯科医院
2. 所在地 兵庫県三田市対中町 12-14

第4条 従業員の職種、員数及び職務内容

事業所に勤務する従業者の職種、員数および職務内容は、次のとおりとする。

1. 管理者 1名

管理者は、事業所の従業員の管理及び居宅療養管理指導等の利用の申し込みに係る調整その他の管理を一元的に行う。

2. 歯科医師 1名

歯科医師は、居宅療養管理指導等の提供に当たる。

3. 歯科衛生士 1名（非常勤1名）

歯科衛生士は、歯科医師の指示に基づいた居宅療養管理指導等の提供に当たる。

第5条 営業日および営業時間

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1. 営業日：月曜日～土曜日
但し、祝祭日及び夏季、年末年始を除く。
2. 営業時間：月曜日～金曜日は午前9時～午後1時、午後3時～午後7時とする。
水曜日・土曜日は午前9時～午後1時とする。

第6条 居宅療養管理指導の種類

1. 歯科医師が行う居宅療養管理指導等
2. 歯科衛生士等が行う居宅療養管理指導等

第7条 居宅療養管理指導等の利用料及びその他必要な費用の額

1. 居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該居宅療養管理指導等が法定代理受領サービスである場合は、その1割、2割又は3割の額とする。
2. 前項に定める額のほか、居宅療養管理指導等の提供に要する交通費の額の支払いを利用者から受けることができるものとする。
3. 前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第8条 苦情処理と事故処理に関する事項

1. 居宅療養管理指導等に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するために受け付け窓口を設置し、苦情内容の記録など必要な措置を講じる。
利用者または家族に対して苦情に対する措置の概要について重要事項に記載、説明し事業所内に掲示する。
2. 居宅療養管理指導の提供により事故が発生した場合は、市町村、家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行い、記録等必要な措置を講じる。
また、賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

第9条 虐待の防止のための措置に関する事項

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

第10条 その他運営に関する重要事項

1. 事業者は、従業員の資質の向上を図るため、次の通り研修機会を設けるものとし、また、業務体制の整備を行うものとする。
 - (1) 採用時研修：採用後1カ月以内
 - (2) 継続研修：年3回程度
2. 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
3. 従業員であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする
4. この規定に定めるもののほか、運営に関する重要事項は、ワタセ」歯科医院が定めるものとする。

(附則)

この規定は、令和6年4月25日から施行する。

(介護予防) 居宅療養管理指導 重要事項

1. 利用料

- (1) 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導を行った場合、薬料や注射料、処置料、診察料、歯科訪問診療料といった医療保険にかかる費用とは別に、1か月に2回を上限とし以下の利用料を徴収させていただきます。

- ① 単一建物居住者1人に対して行う場合(1回につき): 517単位

利用者負担1割: 517円、利用者負担2割: 1034円、

利用者負担3割: 1551円

- ② 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合(1回につき): 487単位

利用者負担1割: 487円、利用者負担2割: 974円、

利用者負担3割: 1461円

- ③ 単一建物居住者10人以上対して行う場合(1回につき): 441単位

利用者負担1割: 441円、利用者負担2割: 882円、

利用者負担3割: 1323円

なお、生活保護等公費受給者証を所持している場合は公費制度により負担金が補助される場合もあります。

- (2) 歯科衛生士が実地指導を行った場合は「歯科衛生士等が行う居宅療養管理指導費」として、1か月に4回を限度として以下の利用料を徴収させていただきます。

- ① 単一建物居住者1人に対して行う場合(1回につき): 362単位

利用者負担1割: 362円、利用者負担2割: 724円、

利用者負担3割: 1086円

- ② 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合(1回につき): 326単位

利用者負担1割: 326円、利用者負担2割: 652円、

利用者負担3割: 978円

- ③ 単一建物居住者10人以上対して行う場合(1回につき): 295単位

利用者負担1割: 295円、利用者負担2割: 590円、

利用者負担3割: 885円

なお、生活保護等公費受給者証を所持している場合は公費制度により負担金が補助される場合もあります。

2. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行う場合があります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、経過観察や検討内容を記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

3. ハラスメント対策

事業者は、適切な居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を行ないます。利用者、ご家族または身元保証人等からの事業所やサービス従事者、その他関係者に対して故意に暴力や暴言等の法令違反、その他著しく常識を逸脱する行為を行った場合は、サービスのご利用を一時中止及び契約を廃止させていただきます場合があります。

4. 守秘義務

歯科医師及び歯科衛生士には利用者の守秘義務があり、個人情報 は外部に漏らしません。ただし、居宅療養管理指導は利用者が介護保険サービスを安心して受けていただくために、サービス担当者会議等において、ケアマネジャーや他のサービス事業者の担当者に必要な情報を提供します。介護保険の居宅サービスを受けておられない場合は、この限りではありません。

5. 苦情処理

(1) 苦情処理の手順について

サービス利用における全てのご意見やご質問、苦情等については、まずは当事業所へご連絡をお願いいたします。また、苦情内容によっては市町村窓口または国民健康保険団体連合会にも窓口を設置しておりますので、そちらもご利用ください。

(2) 苦情申立の窓口

【ワタセ歯科医院】

責任者：渡瀬 健也

所在地 〒669-1525 兵庫県三田市対中町 12-14

電話：079-563-8440

【三田市の窓口】

担当：健康福祉部 介護保険課

所在地 〒669-1595 兵庫県三田市三輪 2 丁目 1 番 1 号

電話：079-559-5077

【兵庫県国民健康保険団体連合会】

所在地 〒650-0021 神戸市中央区三宮町 1 丁目 9 番 1-1801 号

電話：078-332-5601

6. そのほか運営に関する重要事項

(1)健康保険法、介護保険法等を遵守し、業務を行います。

(2)諸般の事情により指導に困難が生じた場合は、連携医療機関を紹介する等、必要な対応を行います

ご署名
